令和8年度版

源泉所得税

実務のポイント



公益財団法人 全国法人会総連合

CONTENTS 目次

第Ⅰ章 給与所得からの源泉徴収

1 源泉所得税のあらまし …… 3
2 給与所得者の源泉徴収に係る税制改正 …… 4
3 給与を支給するときの税額計算 …… 6
4 アルバイト等に給与を支給するとき …… 8
5 通勤費の非課税限度額の改正 …… 10
6 配偶者控除等の所得要件の見直し …… 12
7 納期の特例とは …… 14
8 会社が源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合 …… 15
9 賞与を支給するときの税額計算 …… 16
10 役員報酬の一部を未払にした場合 …… 18
11 役員報酬を辞退した場合 …… 20

第Ⅱ章 退職所得からの源泉徴収

12 退職金を支給するとき …… 22
13 勤続年数の計算方法 …… 24
14 死亡退職金を支給するとき …… 26

第Ⅲ章 支払報酬・非居住者からの源泉徴収

15 司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき …… 28
16 外国人労働者に給与を支給するとき …… 30
● 源泉徴収税額表の使い方 …… 巻末

◆本冊子の内容は、令和８年７月１日現在の法令等によっています。

1 源泉所得税のあらまし

Q 源泉徴収制度とは、どのような内容の制度ですか。

A 給与等の一定の所得を支払う際には、その所得を支払う者が所得税額等を計算し、支払金額からその所得税等を徴収して国に納付しなければならないという制度です。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時２人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

＊　　＊

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和８年版）と併せてご活用ください。

2 給与所得者の源泉徴収に係る税制改正

Q 令和８年度の税制改正では、令和７年度に引き続き、給与所得者の源泉徴収に関する改正が行われたそうですが、どのようになりましたか。

A 主な改正には、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の見直しなどがあります。

1 基礎控除

基礎控除は、以下のようになりました。

合計所得金額 （令和８・９年分における給与収入金額*）	基礎控除額	
	改正前	改正後 （令和８・９年分）
132万円以下 （206万円以下）	95万円	104万円
132万円超　336万円以下 （206万円超　475万1,999円以下）	88万円	
336万円超　489万円以下 （475万1,999円超　665万5,556円以下）	68万円	
489万円超　655万円以下 （665万5,556円超　850万円以下）	63万円	67万円
655万円超　2,350万円以下 （850万円超　2,545万円以下）	58万円	62万円
2,350万円超　2,400万円以下 （2,545万円超　2,595万円以下）	48万円	
2,400万円超　2,450万円以下 （2,595万円超　2,645万円以下）	32万円	
2,450万円超　2,500万円以下 （2,645万円超　2,695万円以下）	16万円	
2,500万円超 （2,695万円超）	0円	

＊　給与収入金額は、合計所得金額を給与収入換算した金額です。他に所得がある場合や、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。